

ルーマニア人孤児の送還—2007年仏・ルーマニア間協定承認法に関するフランス憲法院 2010年11月4日判決

Repatriation of Romanian Orphans : French Constitutional Court Decision n° 2010-614 DC of 4 November 2010 of the Law of Agreement between the French Republic and Government of Romania, 2007

菅原 真 (名古屋市立大学)

Shin SUGAWARA (Nagoya City University)

【キーワード】 フランス憲法院、国際協定の合憲性、「実効的な司法的救済を受ける権利」、外国人未成年孤児、ロマ

1. はじめに

2. 事実概要

2007年2月1日にブカレストで調印された「フランス領土内のルーマニア人孤児を保護するために協力し、その出身国に彼らを帰国させ、未成年者に関する搾取ネットワークに対して闘うためのフランス政府とルーマニア政府間の相互協定 (Accord entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de la Roumanie relatif à une coopération en vue de la protection des mineurs roumains isolés sur le territoire de la République française et à leur retour dans leur pays d'origine ainsi qu'à la lutte contre les réseaux d'exploitation concernant les mineurs)」(以下、2007年協定)は、2002年10月4日に締結された最初の仏・ルーマニア間協定(以下、2002年協定)が3年間の時限付き協定で2006年2月1日に期限切れとなったため、新たに締結された仏・ルーマニア間の双務協定である。2007年協定を承認するための法案は2008年4月27日に閣議決定され、2010年5月6日に元老院で、同年10月7日に国民議会でそれぞれ採択された。

2000年代に入るとフランスにおける「外国人未成年孤児 (mineurs isolés étrangers)」の数は6000人~7000人にまで増加し、そのうち40%はルーマニア人孤児であると推定された。こうした状況を踏まえ、2007年協定では、送還対象となるルーマニア人未成年孤児の情報交換・保護措置・追跡調査を実施することを定めるほか、ルーマニアへの送還手続を改正し、未成年者担当検事らに護送の執行を決定する権限を付与することなどを定めていた。

2010年10月13日、国民議会議員152名は憲法61条に基づき、この2007年協定のうち、ルーマニア人未成年孤児の送還要件を定めている第4条が、平等原則、防衛権および子どもの特別な利益の保護(1946年憲法前文10項・11項)に違反すると主張し、憲法院(Conseil constitutionnel)に付託したのが本件である。

3. 判旨

憲法院は、①憲法ブロックを構成する1789年人権宣言の16条が「権利保障が確保されず、権力分立が定められていないすべての社会は、憲法を持たない。」と規定することによって、当事者には「実効的な司法的救済 (recours juridictionnel effectif) を受ける権利」が保障されている、②しかしながら、付託された2007年協定の諸条項は、未成年者がルーマニアに帰国するためにフランス領土からの送還措置に対抗して訴訟を提起することを認めていない、③したがって、2007年協定は、当事者が有する「実効的な司法的救済を受ける権利」を否定している、と論じた上で、2007年協定を承認する法律は憲法違反であると結論づけた。

4. 若干の考察

第一に、本判決の憲法学的意義として、憲法61条により国際協約承認法を憲法違反とした最初の事例であることが挙げられる。フランス憲法院は、憲法54条に基づき国際協定 (engagement international) の合憲性を審査できるが、それ以外にも、憲法61条に基づいて国際協定承認法の合憲性を付託された場合に、その審査を通じて間接的に当該国際協約の合憲性を判断することが可能である。憲法院は、過去6件においてそうした審査方法をとってきたが、本件はその最初の違憲判決となった。

第二に、本判決は、2007年協定4条の「未成年孤児の護送」措置に関する性格についても、また本件の付託理由である平等原則違反、1946年憲法前文10項および11項違反についても検討することなしに、それが1789年人権宣言16条によって保障される「実効的な司法的救済を受ける権利」に違反すると認定している。この点は、フランス憲法学説においても何ら問題にされていない。

第三に、判決では論じられなかったものの、「ロマ (Roms)」をめぐる問題が大きな議論となる中で、2007年協定がEU法（特にシェンゲン協定のシステム）にそもそも適合的であったかどうかを検討する必要がある。

ルーマニアは、1989年の体制転換後、2007年1月にEUに加盟したが、シェンゲン協定実施についてはEU構成国の反対によって、2012年3月の欧州理事会においても同協定への加盟は先送りされたままとなっている。しかし、2007年協定がEU法を尊重しているかどうかを検討することは、現在では、国内憲法上の問題でもある。2004年4月29日のEC指令38号は「本指令によって受け入れ加盟国の領土内に滞在するすべてのEU市民は、EU条約の適用範囲において、その構成国の住民と同じ取扱いの平等を享受する。」(24条)と規定し、EU市民の自由移動の権利を保障している。したがって、特に「ロマ」と呼ばれるルーマニアおよびブルガリア国籍を有する非定住者でキャンプ生活を行っている人々のフランスによる送還は、この間、EU機関によって問題視され続けてきた。

2012年春、フランスでは政権交代が生じ、ロマ政策の転換が図られると思われた。エロー (Jean-Marc Ayrault) 政権が8月22日の閣議で打ち出した暫定的なロマ政策は、居住・就労制限の緩和と違法キャンプの撤廃であった。

5. おわりに—日本法への示唆

現在、グローバル化が進展する国際社会の中で、日本では少子化に伴う労働人口減少時代に突入している。政財界においても「移民受け入れ」から「社会統合」に至るまでの総合的移民政策の構築の必要性が認識され、この数年来、議論は活性化している。こうした中で、本判決から我が国への示唆があるとすれば、移民の権利擁護に関する立憲主義的統制の一内容として、いかなる者にも、「実効的な司法的救済」が憲法上の権利として承認されることが確認される。

一度受け入れられた外国人労働者は、日本人と同等の機会と権利が付与されなければならないし、とりわけ国内で暮らす子どもについては、憲法と子どもの権利条約が定める諸権利（特に同条約の健康権・生活権（24条・26条・27条）、教育権・学習権（28条））を具体化する立法とともに、当該人権の司法的救済システムの確立が求められる。

【参考文献】

- ①Rapport de Madame Isabelle DEBRÉ, Sénateur des Hauts-de-Seine, Parlementaire en mission auprès du Garde des Sceaux, Ministre de la Justice et des Libertés, *Les mineurs isoés étrangers en France*, Sénat, mai 2010
- ②Décision n° 2010-614 DC du 4 novembre 2010 - Loi autorisant l'approbation de l'accord entre la France et la Roumanie relatif à une coopération en vue de la protection des mineurs roumains isolés sur le territoire français, in *Journal officiel du 6 novembre 2010*
- ③Marie LAMARCHE, "Mineurs roumains isolés en France: le Conseil constitutionnel censure les modalités d'un "accompagnement" confié au parquet", in *Droit de la famille*, n° 12, 2010
- ④Anne LEVADE, "Première censure d'une loi autorisant l'approbation d'un traité: l'accord comporte des clauses contraires à la Constitution", in *Constitutions*, n° 1, 2011
- ⑤菅原真「フランス憲法—憲法院と政治部門の協同関係による欧州統合の推進」中村民雄・山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』（信山社、2012年）
- ⑥菅原真「2007 仏・ルーマニア間協定承認法における実効的な司法的救済の欠如—ルーマニア人孤児の送還手続」フランス憲法判例研究会編（辻村みよ子編集代表）『フランスの憲法判例 II』（信山社、2013年1月発行予定）